

第3編 地震・津波防災計画

第1章 地震・津波の想定

第1節 計画で想定する地震と津波

1 地震

本計画で設定する地震は、登別市耐震改修促進計画に準じ、北海道地域防災計画地震防災計画編及び中央防災会議（内閣府）による日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ、地震調査研究推進本部（文部科学省研究開発局地震防災研究課）において公表されているものを使用した。

想定する地震のタイプは、「海溝型の地震」、「内陸の活断層で発生する地震」、「全国どこでも起こりうる直下の地震」の3つのタイプの地震を想定した。

本計画における地震被害の想定には、これらの3つのタイプの地震のうち、最大の揺れが発生することが予測される「全国どこでも起こりうる直下の地震」を選択し、北海道立北方建築総合研究所で作成したデータをもとに想定した。

（1）地震想定の基本データ

「海溝型の地震」として想定する地震は、中央防災会議日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて、日本海溝（三陸・日高沖）＜Mw 9.1＞と千島海溝（十勝・根室沖）＜Mw 9.3＞の二つのモデルを設定しており、最大クラスの地震において、いずれの地域においても登別市は震度5弱と想定されている。

計測震度と気象庁の震度階級との関係

気象庁の震度階級	震度4以下	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
計測震度	～4.4	4.5～4.9	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0～6.4	6.5～

出典：市町村揺れやすさマップ(登別市)「北海道立北方建築総合研究所」

登別市耐震改修促進計画における「内陸の活断層で発生する地震」として想定する地震の規模は、次の主要な活断層として8つの断層帯（12の断層モデル）を設定している。

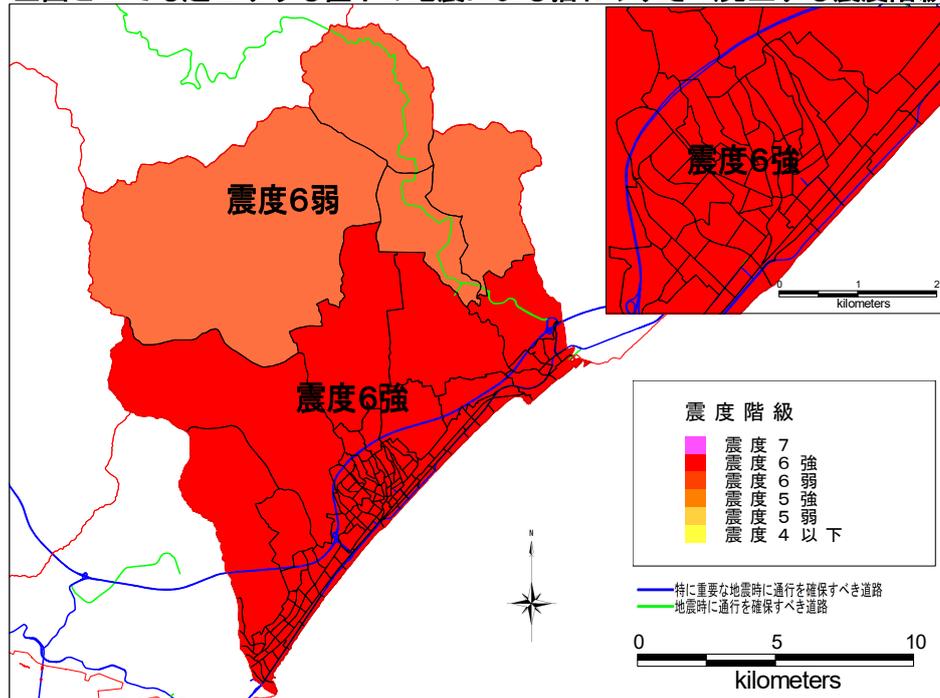
地震調査研究推進本部の想定地震による計測震度（登別市役所周辺）

断層の名称		計測震度
標津断層帯	(M7.7)	2.5
十勝平野断層帯主部	十勝平野断層帯主部	(M8.0)
	光地園断層	(M7.2)
富良野断層帯	富良野断層帯西部	(M7.2)
	富良野断層帯東部	(M7.2)
増毛山地東縁断層帯	増毛山地東縁断層帯	(M7.8)
	沼田—砂川付近の断層帯	(M7.5)
当別断層	(M7.0)	3.7
石狩低地東縁断層帯	石狩低地東縁断層帯主部	(M8.0)
	石狩低地東縁断層帯南部	(M7.1)
黒松内低地断層帯	(M7.3)	4.4
函館平野西縁断層帯	(M7.3)	4.4

出典：市町村揺れやすさマップ（登別市）：北海道立北方建築総合研究所

登別市耐震改修促進計画における「全国どこでも起こりうる直下の地震」として想定する地震の規模は、マグニチュード6.9、震源の深さ4kmを設定している。この想定地震による市内の想定震度を示した「揺れやすさマップ」を作成すると、図1に示すとおりとなり、その結果、市北側の地域で震度6弱、南側の地域で震度6強の強い揺れが発生することが予測される。

図1 全国どこでも起こりうる直下の地震による揺れやすさ（発生する震度階級：登別市）



出典：市町村揺れやすさマップ（登別市）：北海道立北方建築総合研究所

(2) 地震による建物の被害想定

登別市で想定される地震の建物被害は、住宅以外も含む市内全ての建築物約 18,000 棟のうち、全壊建物が約 1,500 棟（8%）、半壊建物が約 4,300 棟（24%）、全半壊建物で約 5,800 棟（32%）と市内すべての建築物のうち約 3 割が被災すると想定される。

建築物被害の評価手法は、登別市耐震改修促進計画に準じ、過去の地震被害に基づいた経験的な手法で阪神・淡路大震災や 2000 年鳥取県西部地震の被害結果に基づき作成された木造・非木造共に建築年代別に被害を評価する内閣府の経験的な手法を適用した。

なお、本計画で算定した建物被害は地震の揺れによる被害を示したもので、火災や液状化現象などに起因する被害は含まれていない。

(3) 地震による人的被害想定

登別市において想定される地震の人的被害は、死者約 16 人を含む死傷者数が約 1,050 人（2%）程度発生することが想定される。

阪神・淡路大震災では死者全体の約 8 割が家屋の倒壊などによる圧死が占めていたことから、本計画での被害想定では、建築物被害を主な要因とする負傷者数の算定手法を用いた。

また、想定地震の発生時刻としては、負傷者数が最大となると考えられる屋内人口の多い夜間を想定し、負傷者数の評価手法は、阪神・淡路大震災における建物被害率と負傷者率を用いた大阪府の手法を適用した。

なお、本計画で算定した人的被害想定は地震の揺れによる被害を示したもので、火災や液状化などに起因する被害は含まれていない。

2 津波

(1) 想定する津波

本計画において、最大クラスの津波は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波を想定する。

(2) 津波による被害想定

道は、「太平洋沿岸の津波浸水予測図」に基づき、登別市の津波浸水予測区域を「津波災害警戒区域」として指定（令和 3 年 10 月指定）（津波災害警戒区域は資料編に掲載）し、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震が発生した際に想定される被害について、道は具体的な被害の規模を明らかにすることにより、防災対策の必要性の周知と行政機関や事業者等が防災対策の推進に活用することを目的として、令和 4 年 7 月及び 12 月に建物被害、人的被害及びインフラ・ライフラインや生活への影響等に関する被害想定を公表した。

ア 津波の設定

- (ア) 想定津波 北海道太平洋沿岸及び東北地方沿岸に至る幅
- (イ) 構造物 効果なし（防波堤、防潮堤、河川堤防等の施設が、全て無効と設定）

イ 想定される津波の最大遡上高

地 点	最大津波高	影響開始時間		(参考)	
		±20 cm	-20 cm	第1波	最大波
栄 町	9.4m	9分	33分	40分	40分
大和町	10.2m	11分	33分	41分	41分
幌別町	11.2m	10分	32分	42分	42分
幸町	11.4m	11分	33分	42分	42分
登別漁港	9.1m	9分	31分	39分	39分

ウ 建物被害（全壊棟数）

全壊棟数は、液状化による被害よりも津波による被害が甚大である。

区 分	液状化	津波
全壊棟数（棟）	約 320 棟	約 14,000 棟

エ 人的被害（死者数）

死者数は、冬の深夜の場合が最も多くなると想定されており、早期避難率を高くすることにより、被害を大きく軽減させることができる。

区 分	津波による死者数（人）	
	早期避難率高+呼びかけ	早期避難率低
夏・昼	約 610 人	約 10,000 人
冬・夕	約 3,900 人	約 16,000 人
冬・深夜	約 7,700 人	約 20,000 人

オ 人的被害（低体温症要対処者数）

津波から逃れた後、屋外で長時間寒冷状況にさらされた場合の低体温症要対処者数は、冬の深夜の場合約 7,600 人と想定されている。

カ 避難者数（早期避難率低）

区 分	避難者数（人）
	冬・夕
避難者（浸水域内人口 [※] －（死者数 [※] ＋重傷者数 [※] ））	約 17,000
避難者総数（浸水域内人口全員が避難）	約 37,000
避難所避難者数	約 25,000
（内）要配慮者数	約 5,600
避難所外避難者数	約 12,000

※ 冬・夕の浸水域内人口約 33,000 人、死者数約 16,000 人、重傷者数約 150 人

キ 断水人口（利用困難になる人数）

区 分	被災直後	被災1日後	被災2日後	復旧予測日数
断水人口（人）	約 680	約 680	約 670	冬3日、冬以外1日程度

ク 停電件数（利用困難になる建物棟数）

区 分	被災直後	被災1日後	被災2日後	被災1週間後
停電件数（軒）	約 20,000	約 20,000	約 20,000	約 20,000

第2章 災害通信計画

第1節 地震・津波情報等の伝達計画

1 地震情報及び伝達

(1) 地震動警報及び地震情報

ア 地震動特別警報・地震動警報・地震動予報

警報・予報の種類	発表名称	内容等
地震動特別警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

地震動警報について

気象庁は、震度5以上の揺れが予想された場合に、震度4以上の地震が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられている。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

イ 地震情報

種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 （大津波警報（特別警報）、津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」旨を付加

種 類	発表基準	内 容
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 1 震度3以上 2 大津波警報（特別警報）、津波警報・注意報の発表時 3 若干の海面変動が予想される場合 4 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 1 マグニチュード7.0以上 2 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素の更新や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

ウ 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ウェブサイトなどでも発表している資料。

(ア) 地震解説資料

担当区域内的の沿岸に対し津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報・注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

(イ) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。

また、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を用いて広く住民等へ緊急地震速報の提供に努めるものとする。

(3) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



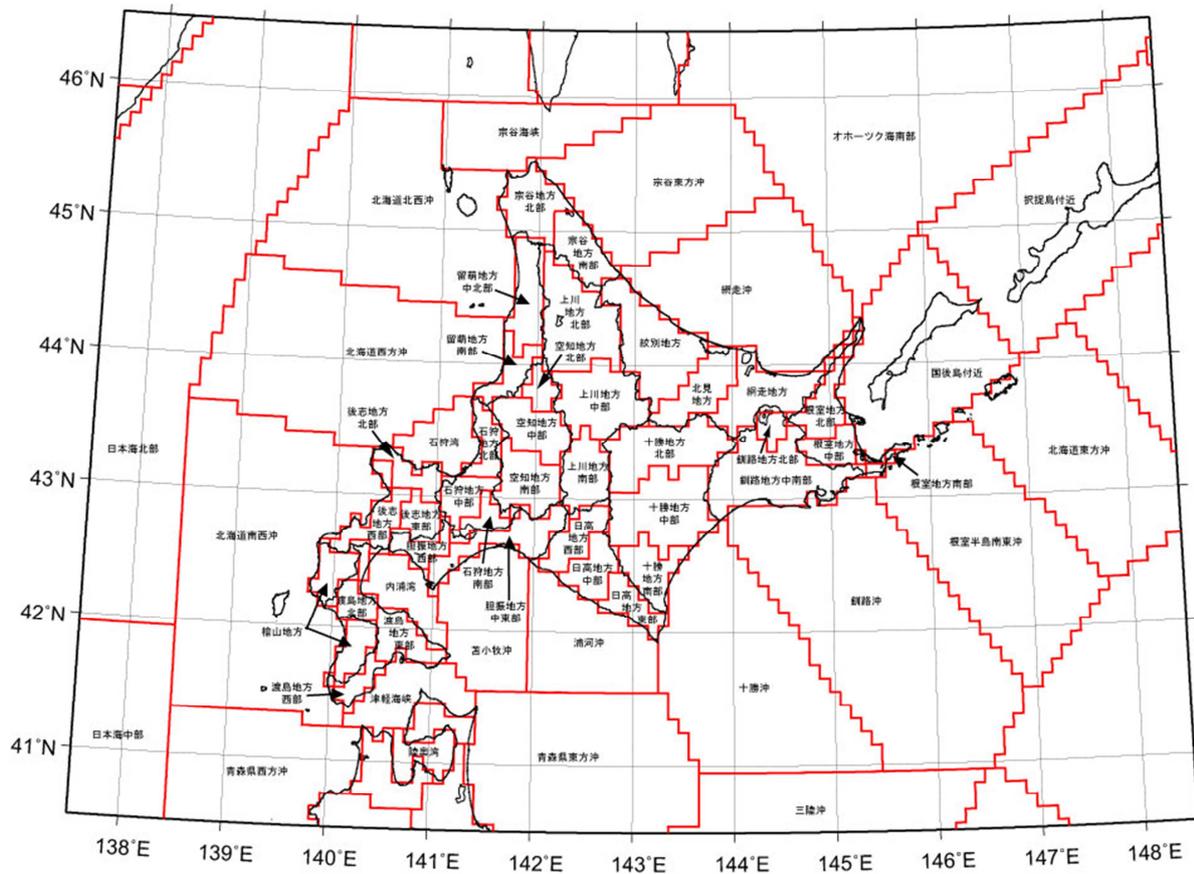
地方単位	都道府県単位	地域単位
北海道	北海道道南	胆振地方中東部

(4) 震度速報、震源・震度に関する情報の発表に用いる地域名と市町村名



震央地域名	市町村名
胆振地方中東部	登別市、室蘭市、苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町

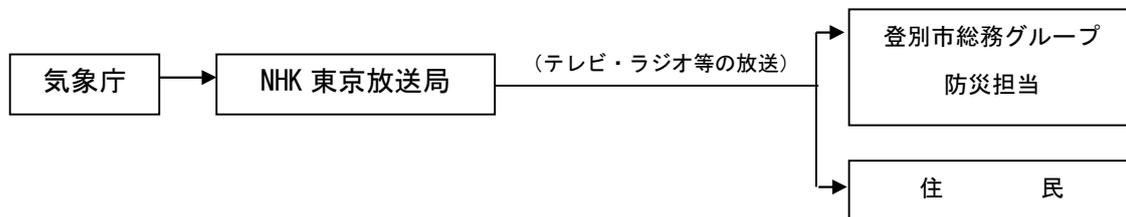
(5) 震央地名



(6) 震度観測地点

地域名称	市町村名	震度観測地点	観測機関
胆振地方中東部	登別市	鉱山町 桜木町	気象庁 防災科学技術研究所

(7) 気象庁が発表する地震動警報の伝達については次のとおりである。



※なお、地震動予報についてはテレビ、ラジオ等の放送は行わない

(8) 気象庁震度階級と現象・被害予想

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況については、次ページのとおり

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる 歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる 眠っている人の大半が目覚ます	棚にある食器類が、音を立てることがある	電線が少し揺れる
4	ほとんどの人が驚く 歩いている人のほとんどが、揺れを感じる 眠っている人のほとんどが、目を覚ます	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる 座りの悪い置物が、倒れることがある	電線が大きく揺れる 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある 座りの悪い置物の大半が倒れる 固定していない家具が移動することがあり、不安定なもの倒れることがある	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある 電柱が揺れるのがわかる 道路に被害が生じることがある
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる テレビが台から落ちることがある 固定していない家具が倒れることがある	窓ガラスが割れて落ちることがある 補強されていないブロック塀が崩れることがある 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある 自動車の運転が困難となり停車する車もある
6弱	立っていることが困難になる	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものがある ドアが開かなくなることがある	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる 補強されているブロック塀も破損するものがある

2 津波情報及び伝達

(1) 大津波警報・津波警報・注意報・予報及び津波情報

ア 大津波警報・津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震については約2分）を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることはできないため、その海域における最大の津波予想等をもとに津波警報・注意報を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報・注意報の種類

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波 の高さ		想定される被害と取る べき行動
			数値で の発表	定性的 表現で の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10mを超える	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する
		5mを超え10m以下	10m		
		3mを超え5m以下	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1mを超え3m以下	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生し、人は津波による流れに巻き込まれる 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m以上1m以下	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる 海水浴や磯釣りは危険なので行わない

※津波警報・注意報と避難のポイント

- ・震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがある。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始する。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をする。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。
- ・津波は長い時間繰り返し襲ってきます。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続ける。

イ 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報で発表する。

津波情報の種類

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波情報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表（※2）

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうことは危険です。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を公表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の警報等	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報 (特別警報)	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	すべての場合	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報 (特別警報)	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	すべての場合	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

【津波情報を利用するにあたっての留意事項】

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくる可能性がある。
- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、予想される津波の高さより局地的に高くなる場合もある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなるので一層の警戒が必要である。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
- ・沖合で津波が観測されたことを示す情報であるが、上記の理由等から、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、次の内容を津波情報で発表する。(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。)

発表される場合	内 容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 津波予報区

登別の津波予報区域名は北海道太平洋沿岸西部である。

津波予報区域図

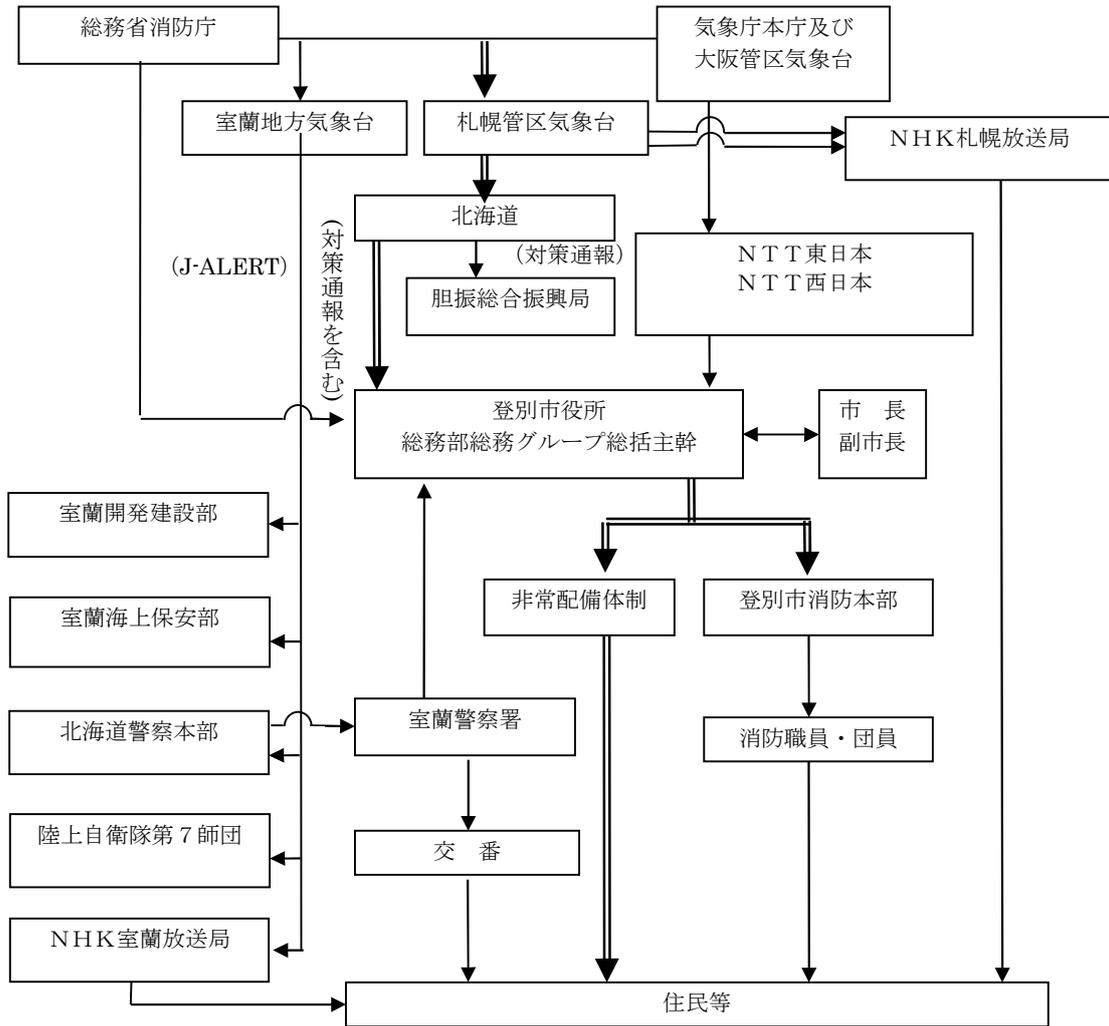


(3) 津波到達予想地点

地域名称	津波到達予想時刻を発表する地点
北海道太平洋沿岸西部	白老港・室蘭港

(4) 住民等への警報、注意報伝達は、次のとおりである。

津波警報等気象予警報伝達系統図



※二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

第2節 災害通信計画

地震・津波災害時における災害情報収集・伝達及び被害報告等の通信連絡の方法は、第2編風水害防災計画第1章情報通信計画第2節災害通信計画の規定に準じる。

第3節 災害情報等の収集・伝達計画

地震・津波災害時における災害情報収集・伝達及び被害報告等の報告については、第2編風水害防災計画第1章情報通信計画第3節災害情報等の収集・伝達計画の規定に準じる。

第3章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくりの推進計画

市及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強い街づくりを推進するための計画は、次のとおりとする。

1 地震に強い都市構造の形成

- (1) 市及び防災関係機関は、道路、公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震化、不燃化、水面、緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強い都市構造の形成を図る。
- (2) 市は避難路、緊急輸送道路など、防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- (3) 市及び防災関係機関は、ビル、大型店舗、駅など不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び防災時の応急体制の整備を強化する。

2 建築物の安全化

- (1) 市は、耐震改修促進計画に基づき、既存建築物の耐震・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 市は、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所について、非構造部材を含む耐震対策等により、必要となる安全性の確保に努める。
- (3) 市は、防災拠点や学校などの公共施設の耐震診断を行い、その結果を公表するとともに施設の耐震性の向上を図る。
- (4) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校（道立及び市立を除く）及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に努める。
- (5) 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (6) 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策及びブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- (7) 市は、文化財保護のための施設・設備の設備等の耐震対策に努める。

3 主要交通の強化

市及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

4 通信機能の強化

市及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や必要に応じて、多重化を図るなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 市、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設の代替施設機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (2) 市及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に努める。
- (3) 市及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

6 復旧対策基地の整備

市は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

7 液状化対策

市、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するよう努める。

8 危険物施設等の安全確保

市及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

9 災害応急対策等への備え

市及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。また、市は地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、道が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、その整備を重点的・計画的に進めることとする。

第2節 津波災害予防計画

津波の災害により被害の発生が予想され、警戒を必要とする津波災害警戒区域における津波災害の未然防止を推進するための計画は、次のとおりである。

1 基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、次の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び防波堤等の外郭施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防波堤等の外郭施設等の整備を進めるものとする。

2 予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として、市は過去の被害状況や道の「令和3年度津波災害警戒区域図を踏まえて、避難場所や防災行政無線など、住民への多重化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画の策定や防災マップを配布するとともに、津波に関する掲示板等を設置し、防災意識の周知に努めるものとする。

第3節 土砂災害予防計画

地震動に起因する急傾斜地の崩壊等による災害を予防するための計画は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第5節土砂災害予防計画の規定に準じる。

第4節 消防計画

地震・津波による災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、消防機関がその機能を十分に発揮するため、平常時並びに非常時における消防体制、活動及び消防力の整備等について、大綱を定めるものであり、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第7節消防計画の規定に準じ、その運用等の内容については消防本部が別途定める。

特に、災害対策の拠点となる消防庁舎は、平成24年に道が発表した津波浸水予測図では浸水予測区域内に位置しているため、津波対策の観点から移転する必要がある。

第5節 救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画

地震・津波の災害時において、食料、飲料水、寝具及び衣料品等の生活必需品など市民の生活を守る救援物資等を迅速に確保し、応急対策活動を円滑に実施するための計画は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第8節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画の規定に準じて、市としての最低限の備蓄及び民間等からの調達体制の整備に努めるものとする。

第6節 避難体制整備計画

地震・津波の災害から住民の生命・身体を保護するため、安全な避難所を確保することが重要である。避難に関する計画は、登別市津波避難計画に定める。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等必要な情報を迅速かつ的確に把握し、地震津波から自らを守るため、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々の安全を確保に関する計画は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第10節避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画の規定に準じる。

第8節 自主防災組織育成等の計画

大規模な地震・津波発生時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすことから、これらの組織化を図ることが極めて重要である。

このため市は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第11節自主防災組織育成等の計画の規定に準じて、住民の連帯意識に基づく自主防災組織の結成の促進及び事業所の自衛消防組織の拡大に努めるものとする。

また、その際、女性の参画の推進に努めるものとする。

第9節 防災知識の普及・啓発計画

地震・津波災害は広範囲にわたり、同時に火災、救助・救急事象が発生するとともに、ライフラインや交通網が断絶するなどの複合した被害をもたらし、また、発生時の季節、時間、気象条件等によっても被害の態様が異なってくる。

このため、地震・津波による被害の軽減を図るためには、地震・津波防災に関する正しい知識と行動力を養うことが不可欠であることから、風水害等による災害も含め、防災機関のみならず、住民や事業所等にこのことを十分周知し、防災意識の普及・高揚によって社会全体としての防災能力の向上を図るための計画は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第12節防災知識の普及・啓発計画の規定に準じるほか、市民や児童・生徒等に対し次に掲げる防災知識の啓発等を追加して実施するものとする。

1 市民に対する防災知識の啓発及び児童・生徒、教職員に対する防災教育の推進

(1) 地震

- ア 建物の耐震診断と改修、家具の固定、外壁やガラス等の飛散・落下防止
- イ 水道、電気、ガス、電話などのライフラインに関する地震災害時の心得
- ウ 適切な避難行動を図るための緊急地震速報利用の心得

(2) 津波

- ア 津波の特性に関する知識
- イ 釣りなど海岸利用時における対処方法

第10節 防災訓練計画

災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、各防災機関における防災上の責務の遂行に必要な技術・技能の向上と、住民の防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練の実施に関する計画は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第13節防災訓練計画の規定に準じる。

また、次に掲げる事項について周知又は訓練の実施に努める。

1 緊急地震速報を取り入れた訓練の実施

不特定多数の者が利用する集客施設等の管理者等は、それぞれの施設の特性を考慮し、施設利用者の安全確保について最も適切な方法を検討し、既存の訓練計画等に緊急地震速報を盛り込み実施するよう努めるものとする。

2 津波防災訓練の実施

円滑な避難に資するため、年1回を目処に津波避難訓練（総合防災訓練の実施年度は総合防災訓練に含める）を実施する。

実施後は、検討会等を開催し、問題点の検証を行うものとする。

また、関係機関や地域と協議を行いながら、避難行動に支障をきたすと考えられる冬季間の津波避難訓練の実施についても検討する。

津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童・生徒等）を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

第11節 業務継続計画

市及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP）の策定及びその持続的改善に努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の策定・運用

- (1) 市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるために策定した業務継続計画の継続的改善に努めるものとする。
- (2) 事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に「非常時に優先度の高い業務」の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

2 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自動発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第12節 防災拠点機能の整備に関する計画

市は、災害時における応急措置を迅速にかつ的確に実施するため、的確な避難誘導等の応急対策活動が実施できる防災拠点等の整備については、本計画の定めるところによる。

1 市における防災拠点の整備

大規模災害対策の充実を図るうえで、市民等の避難地又は防災活動の拠点となる場所を確保することは重要なことである。

本市は、市民の安全安心な暮らしを守り市民生活を支え、行政活動を将来に渡り持続的に展開するためには、真に防災の要となり、市民に親しまれる本庁舎を迅速に整備しなければならない認識のもと、平成30年9月に「登別市本庁舎建設基本構想」を、令和2年3月に「登別市本庁舎建設基本計画」をそれぞれ策定した。

しかし、令和2年4月に国が公表した新たな津波浸水想定、さらに令和3年7月に道が公表した詳細な津波浸水想定では、本基本構想において建設予定地としていた現庁舎敷地の浸水深が大きく変更されたのみならず、全市的に津波浸水想定が大きく変更されたことから、津波浸水災害に対する考え方の変更を余儀なくされた。

そのため、本庁舎が災害時の応急対策や初期対応、災害復旧のための拠点施設であることなどを踏まえ、新たに公表された津波浸水想定をもとに、建設場所の再検討を行い、新たに庁舎を建設する場所を津波災害警戒区域外である旧陸上競技場に変更したほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの社会情勢の変化に対応するため、令和3年11月に本基本構想を、令和4年3月に本基本計画をそれぞれ改訂し、令和8年度の供用開始に向け、新庁舎の高台移転により、災害時応急対策の拠点となる「防災拠点」の整備に向けた取組みを進める。

(1) 市役所本庁舎

市本部の機能を整備し、災害時における応急活動の指揮・指令等の中枢機能を果たすための備蓄資機材等を整備するとともに、災害時に市民が一時的に避難場所として利用できるスペースの確保について検討する。

また、市役所新庁舎周辺敷地については、日常的に多くの市民に利用される場とすることに加え、災害時には災害支援エリアとしても機能するような場となるよう検討する。

(2) 消防本部庁舎

市役所本庁舎に市本部を設置することが困難な場合、消防本部庁舎に市本部を設置することができるよう、各種情報の収集、処理、伝達、災害応急活動の機能を果たすための設備や資機材等を整備する。

また、消防団の活動拠点や大規模災害時の緊急消防援助隊等をはじめとする国・道等各機関応援職員の受援施設、ヘリコプター離発着場など、消防・防災の活動拠点として整備する。

(3) その他の公共施設等

市は、公共施設等を災害別の指定避難所や指定緊急避難場所に指定した場合は、必要な資機材等の整備に努める。

第4章 災害応急対策計画

第1節 応急活動計画

地震・津波が発生し、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合の、市本部等の応急活動計画は次のとおりとする。

市本部等の活動内容

組織区分	活動内容
市本部	登別市災害対策本部条例に規定する業務を実施する。
非常配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波情報の収集及び漁業関係団体への情報伝達を行う。 2 大津波警報の住民伝達及び津波災害警戒区域内の住民に対する避難指示を発令する、又は津波警報の住民伝達及びJR線路から海岸側の住民に対する避難指示を発令する。 3 必要に応じて避難所の開設 4 胆振総合振興局、室蘭警察署、室蘭海上保安部、NHK 室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼を行う。 5 各部・班が管理している施設の巡回点検を行い、被害状況を調査する。 6 被害が発生した場合は、本計画に定める必要な応急措置を行うとともに、市民生活に影響がある場合はその対策を実施する。 7 市民から被害の通報があった場合には、調査のうえ、必要な応急措置又は対策を実施する。
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波情報の収集及び漁業関係団体への情報伝達を行う。 2 津波注意報の住民伝達及び沿岸の釣人等に対する避難指示を発令する。 3 胆振総合振興局、室蘭警察署、室蘭海上保安部、NHK 室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼 4 各部、班が管理している施設の点検を実施し、被害状況を調査する。 5 被害の発生が予想されるので、本計画に定める必要な応急措置を行うとともに、市民生活に影響がある場合はその対策を実施する。 6 市民から被害の通報があった場合には、調査のうえ、必要な応急措置または対策を実施する。

第2節 職員動員計画

地震が発生した場合や津波に関する特別警報、警報、注意報が発表された場合に、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するための職員の動員計画は、第1編総則・防災組織第3章防災組織第3節非常配備体制5職員の動員計画の規定による。

第3節 広報・広聴計画

地震・津波災害時には、被災地住民をはじめ市民に対し、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動が取れるようにするとともに、広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

1 広報事項

(1) 地震発生直後の広報

- ア 津波に関する特別警報、警報、注意報
- イ 高齢者等避難、避難指示、緊急指定避難場所、指定避難所等の避難情報
- ウ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- エ 地震時の一般注意事項
- オ 余震情報
- カ 市の実施している応急対策の内容
- キ その他被害の防止のための必要な事項

(2) その後の広報

- ア 火災等の災害状況及び被災状況
- イ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- ウ 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- エ 医療救護所の開設状況
- オ 交通通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込み日時、通信途絶区域等）
- カ 道路、橋梁、河川等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- キ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- ク 安否状況
- ケ 市の一般平常業務の再開状況
- コ ボランティアの受け入れ状況
- サ 住民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のため必要な情報

2 広報活動の方法

市は、あらゆる広報媒体を活用し、必要に応じて他の団体等の応援を求めて広報活動を実施する。

特に、避難行動要支援者に対する情報伝達には配慮するものとする。

(1) 地震関連情報の広報

ア 広報車の利用

車両の通行が困難な場合も想定されるが、災害状況または道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ消防車や広報車等を出動させ防災関連情報等の広報を実施する。

イ 町内会や自主防災組織等の連絡網の利用

町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員等の連絡網を活用して防災関連情報等の広報を実施する。

ウ 放送による広報

市民に対する周知のため、テレビ・ラジオによる放送を要請する。

エ 報道機関への発表

報道機関に対しては、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的または必要に応じて発表する。

オ 印刷物等の配付

必要に応じて広報のぼりべつの臨時号を発行するほか、印刷物等を作成して被災現地において配付、または避難所、駅、郵便局、バス停等に掲示する。

カ ICT機器による広報

登録制メールや緊急速報メール、インターネットや携帯電話等のICT機器を活用して、防災関連情報の広報を実施する。

このほか、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用することにより、効果的な情報提供を実施する。

キ 防災行政無線（同報系）による広報

市内に設置されている防災行政無線（同報系）を活用して、防災関連情報の住民伝達を図る。

(2) 津波関連情報の広報

地震関連情報の広報活動に加え、防災マップの津波災害警戒区域及び必要な地域へ市の広報車や消防車及びパトカーによる防災関連情報等の広報活動も実施する。

3 一般住民、被災者からの広聴活動

市は、被災者の不安を解消するため要望を把握し、災害の状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴体制の確立を図り防災関係機関、行政機関、公共機関及び弁護士、司法書士、土地家屋調査士、建築士等の専門家の協力を得て、広聴活動を実施するものとする。実施方法は第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第3節広報・広聴計画4一般住民、被災者からの広聴活動に準じる。

第4節 避難対策計画

地震・津波災害時において、浸水、建物の倒壊、火災、がけ崩れ等の切迫した危険から住民の安全を守るための避難対策計画は、次に定めるところによる。

1 避難指示等の発令者

地震の発生に伴う火災、がけ崩れ、津波等の災害による、人命、身体の保護または災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第4節避難対策計画1避難の勧告指示等の発令者の規定に準じ、市長等が発令する。

なお、地震発生時に市長と連絡が取れない場合は、避難指示等の発令の権限を副市長または市総務部長に委任する。

2 避難指示等の基準

避難のための立ち退きの指示の発令基準は、原則として次のような場合とする。

(1) 避難指示

ア 報道機関の放送等により大津波警報、津波警報、又は津波注意報の発表を認知した場合及び法令の規定により通知を受けた場合。

イ 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は長時間ゆっくりとした揺れを感じて、かつ市長が避難指示の必要を認める場合。

ウ 被害が発生するおそれがあり、市長が避難指示の必要を認める場合。

エ 法令の規定により、自ら災害に関する警報を行った場合。

3 高齢者等避難の基準

避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者の事前避難のための高齢者等避難の発令基準は、原則として遠地地震による津波により、被害が発生するおそれがあり、市長が避難準備の必要を認める場合。

なお、避難行動要支援者の避難に対しては、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織、町内会、民生委員等の協力を得るものとする。

4 避難指示、又は高齢者等避難の伝達方法等

市長は、避難指示等が発令したときは、次の方法により伝達し、住民に対する周知徹底を図るものとする。

(1) 伝達方法

前節広報・広聴計画2広報活動の方法の規定による。

(2) 伝達内容、知事への報告等

住民への伝達内容、避難情報の発令の知事への報告、解除報告については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第4節避難対策計画4避難指示、又は高齢者等避難の伝達方法等(2)伝達内容の規定による。

なお、市長は大津波警報、津波警報、又は津波注意報が発表された場合、又は海面監視により異常現象を発見した場合、必要に応じて海浜等にいる者、海岸付近の住民等に対して、直ちに待避し、安全な場所に避難するよう指示する。

5 避難の方法

住民の避難は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第4節避難対策計画5避難の方法に準じて実施する。

6 福祉施設、病院、学校等の措置

- (1) 福祉施設、病院、診療所、幼稚園、学校その他不特定多数の者が出入りする施設の設置者、管理者及びその職員・従業員等は入所者、入院・通院患者、児童・生徒及び入場者等の安全な避難について、避難確保計画等を定め、日ごろからの避難訓練等を通じて万全の措置を講じなければならない。

特に、保育所、幼稚園及び小学校については、保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所、幼稚園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

- (2) 福祉収容施設及び病院・診療所は、休日・夜間に地震が発生した場合における、職員の非常招集体制を確立しておくとともに、入所者、入院患者等の移送に際して必要な場合は、消防機関及び地域の住民に対して、支援を要請するものとする。

市は支援の要請があったときは知事（胆振総合振興局長）及び他の防災関係機関並びに地域住民等に対して応援の要請を行うものとする。

7 避難所の指定

避難所は原則として、住民が指定緊急避難場所（高台避難場所）等へ避難した後、安全が確認できた指定避難所を開設し、避難者を収容する。

8 避難所の開設及び運営

- (1) 開設

避難所の開設は、市本部等の指示により原則として市担当職員、又は施設管理者が行う。

- (2) 運営

避難所の運営は、町会や自主防災組織など関係機関の協力のもと、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第4節避難対策計画7 避難所の開設及び運営に準じて、市が適切に実施する。

9 避難路の安全確保

住民等の避難にあたっては、市職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所、避難所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

第5節 救助救出計画

地震・津波災害によって生命、身体が危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第5節救助救出計画の規定に準じる。

第6節 食料供給計画

地震・津波災害時における被災者及び災害応急作業従事者等に対する食料の供給に関する計画は、第2編風水害防災計画第4章災害応急対策計画第6節食料供給計画の規定に準じる。

第7節 衣料・生活必需品等物資供給計画

地震・津波災害時における被災者に対する寝具、衣料及び生活必需物資の給与または貸与の計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第7節衣料・生活必需品等物資供給計画の規定に準じる。

第8節 石油類燃料供給計画

地震・津波災害時における石油類燃料（LPGを含む）の供給についての計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第8節石油類供給計画の規定に準じる。

第9節 給水計画

地震・津波災害により、水道施設が著しく損傷し、住民に対する飲料水の供給が困難になった場合は、最小限の飲料水を供給するための応急給水計画とあわせ、応急復旧作業を効率よく推進するため、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第9節給水計画の規定に準じて、水道機能の早期普及を図るものとする。

第10節 下水道施設対策計画

地震・津波災害により、下水道施設が著しく損傷し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合は、応急復旧作業を効率よく推進するため、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第10節下水道施設対策計画の規定に準じて、下水道機能の早期復旧を図るものとする。

第11節 医療救護計画

地震・津波災害が発生したときにおける、医療（助産を含む）及び歯科医療の実施に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第11節医療救護計画の規定に準じる。

第12節 防疫計画

地震・津波災害が発生したときの、被災地の防疫対策に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第12節防疫計画の規定に準じる。

第13節 廃棄物等処理及び清掃計画

地震・津波災害時の廃棄物の収集・運搬処理及び被災地域のし尿応急処理に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第13節廃棄物等処理及び清掃計画の規定に準じる。

第14節 家庭動物対策計画

地震・津波災害が発生したときの、被災地の家庭動物の取扱に関する計画は、第2編風水害防災計画第4章災害応急対策計画第14節家庭動物対策計画の規定に準じる。

第15節 交通対策計画

地震災害発生時に、交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を円滑に行うための計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第15節交通対策計画の規定に準じるほか、津波災害が発生した場合には次の対策を追加して実施する。

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の推進

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため市は、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が作成する「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、その整備を重点的・計画的に推進することとする（地震時に通行を確保すべき道路は資料編に掲載）。

第16節 災害警備計画

地震・津波災害が発生したときにおける、住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備の実施に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第16節災害警備計画の規定に準じる。

第17節 輸送計画

地震・津波災害が発生した場合における、被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び救助物資等の輸送の実施に関する計画は、第2編風水害防災計画第4章災害応急対策計画第17節輸送計画の規定に準じる。

第18節 障害物除去計画

地震・津波災害の発生時に、道路附帯設備をはじめ、電柱、家屋、擁壁等が被害を受け、道路上に倒れる等により、応急物資の輸送、人員の輸送または住民の避難に大きな障害になる場合において、これらの障害物を除去し、各種の緊急輸送または住民の安全避難の円滑化を図ることに関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第18節障害物除去計画の規定に準じる。

第19節 行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

地震・津波災害の発生により、行方不明の状態にある者の搜索、遺体の処理及び埋葬の実施に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第19節行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬計画の規定に準じる。

第20節 文教対策計画

地震・津波が発生した場合の、公立学校の児童・生徒、教職員の安全確保対策等、応急教育の実施並びに社会教育施設、史跡・文化財の事前措置及び応急対策については、次に定めるところによる。

1 学校教育の事前措置

(1) 危機管理マニュアルの策定

公立学校長は、地震・津波の災害発生に備え、当該学校の立地条件等を考慮し、おおむね次の予防対策及び応急対策を盛り込んだ危機管理マニュアルを策定するものとする。

また、私立学校長においても、これに準じた危機管理マニュアルを作成するように努めるものとする。

学校防災計画の概要

区分	項目	内容
予防 対策	学校防災組織の編成	地震・津波発生時の応急措置に対応した、教職員の役割分担
	施設・設備の点検整備	学校の消火設備、放送設備、防火扉の点検、敷地内危険箇所の調査を定期的実施し、要補修箇所等の措置
	医薬品の点検	保健室の医薬品の点検と不足または配置期限切れ等に伴う補充措置
	児童・生徒名簿の整備	地区別の児童・生徒名簿、部活動名簿等を作成し、常に人員把握ができる体制
	教職員の緊急出動体制	夜間・休日等の勤務時間外の緊急出動基準、及び非常招集連絡網の整備
	家族との連絡・引き渡し方法	教職員と保護者双方で地震・津波災害発生時の緊急連絡先・引き渡し方法の確認
	防災教育、避難訓練	児童・生徒の学年に対応した防災教育及び避難訓練の実施計画

(2) 教育委員会の措置

- ア 学校長が策定する危機管理マニュアルに対する指導・助言
- イ 地震発生時及び津波予警報発表時の学校への伝達及び指示体制の確立
- ウ 教職員に対する防災知識の普及対策の実施
- エ 学校と共同で学校施設、通学路等の安全確認調査の実施
- オ 学校の常設消火設備、階段、防火扉、非常口等安全設備の定期点検の実施

2 学校教育の応急措置

(1) 教育委員会

ア 大津波警報・津波警報が発表された場合

学校の児童・生徒が在校時間中に大津波警報・津波警報が発表され、情報を入手したときは、直ちにこの情報を電話、FAX等により小・中学校長に伝達するとともに、警報・注意報解除まで児童・生徒へ海岸線に近づかないよう必要な指示を行うものとする。

イ 地震が発生した場合

(ア) 被害情報の収集

a 学校の勤務時間中

地震が収まった後、速やかに学校長に対して児童・生徒、教職員の被害状況及び建物、設備の被害状況等の報告を求めるものとする。なお、電話回線の不通等で連絡がとれないときは、職員を派遣して調査するものとする。

b 夜間・休校日

地震の規模に応じ、学校長、教職員及び教育委員会担当職員が非常参集のうえ被害情報を調査、収集するものとする。

(イ) 応急措置の実施

学校の被害の程度に応じて各学校長と協議し、臨時休校または児童・生徒の下校対策等、必要な応急措置を実施するものとする。

(2) 学校

学校長は、児童生徒の安全確保を最優先に行うとともに、危機管理マニュアルに定めるところにより、必要な応急措置を実施するものとする。

ア 授業時間中

(ア) 地震の規模及び状況に応じ、児童・生徒の安全を確保し、火災発生、校舎が損壊した場合等必要に応じてグラウンド等へ避難させる。

(イ) 使用中の火気及び実験薬品類を始末するとともに、火災が発生したときは直ちに119番通報を行うとともに、初期消火に努める。

(ウ) 地震が収まった後、速やかに児童・生徒及び教職員の安全確認を行うとともに、負傷者がいる場合は応急手当を行い、必要に応じて医療機関への移送を図るものとする。

(エ) 人的被害及び校舎・設備等の被害状況を調査し、速やかに教育委員会に報告する。

(オ) 被害の状況により授業の打ち切りを決定したときは、直ちに教育委員会に報告するとともに、児童・生徒の下校措置については、地域の被害状況等を調査・勘案し、保護者への引き渡し、または地域ごとに教職員が引率する集団下校措置をとる等、適切に判断するものとする。

また、保護者への引き渡し方法については保護者に対し事前に周知を図っていくものとする。

- (カ) 学校長は、地震、大津波警報・津波警報の情報を収集するとともに、津波への対応を危機管理マニュアルへ記載している学校については、速やかに緊急対応（高所へ避難等）を行うものとする。

イ 放課後

部活動等で居残っている児童・生徒の安全確認を行い、授業時間中の応急措置に準じた対応を実施するものとする。

ウ 登下校時

登下校中に大きな地震が発生した場合の対応については、危機管理マニュアルに基づき、防災教育・防災訓練等を通じて事前に児童・生徒への指導を行うものとする。

エ 夜間又は休校日

危機管理マニュアルの教職員緊急出動基準に基づき出勤し、建物、設備の被害調査を行うとともに、被害の状況に応じ翌日以降の授業体制について教育委員会と協議のうえ、必要な措置及び保護者等への連絡を実施するものとする。

3 応急教育の実施

教育委員会及び学校長は、被害の規模に対応した計画により、できるだけ早く授業の再開に努めるものとする。応急教育の実施方法は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第20節文教対策計画2 応急教育の実施の規定に準じるほか、次に定めるところによる。

(1) 教職員の確保

ア 教職員の臨時配置

教育委員会は、被害を受けた学校の応急措置が必要な場合において、当該学校の教職員だけでは不足すると認めるとき、または学校長から要請があったときは、市内の学校の教職員を臨時に配置するものとする。

イ 補充教職員の確保

教育委員会は、市内の学校の教職員が負傷等により、応急対策及び応急教育の実施に支障があるときは、胆振教育局に申請して補充教職員の確保を図るものとする。

4 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、粉ミルク及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第20節文教計画4 衛生管理対策の規定に準じる。

6 社会教育施設の応急措置

社会教育施設の勤務職員は、開館中に地震が発生したときは、人命の安全確保及び施設・設備等の保全を図るとともに、必要な応急対策を実施し、被害の軽減に努めるものとする。

主な留意事項は次のとおりとする。

(1) 利用者の安全確保

地震発生直後は、施設への入館者及び利用者等の安全確保を第一として避難誘導に努めること。

(2) 負傷者等の確認

入館者、利用者及び勤務職員の負傷の有無を確認し、負傷者がいる場合は応急手当を行い、必要に応じて医療機関への移送を図ること。

(3) 情報の収集

ラジオ、テレビ等報道機関の地震・津波情報を収集するとともに、教育委員会との緊密な連絡を図り最新情報の把握に努めること。

(4) 被害状況の調査・報告

速やかに人的被害及び施設・設備被害を調査し、教育委員会に報告するとともに必要な指示を受けること。

(5) 避難所となった場合の措置

施設が避難所となった場合は、市担当部局職員、地域の町内会等及び避難者と連携して、避難所の管理・運営に協力するものとする。

7 史跡・文化財の応急対策

史跡及び文化財の管理者は、地震発生後速やかに史跡及び文化財等の被害調査を実施し、教育委員会に報告するとともに、復旧計画等必要な対策を実施するものとする。

第21節 労務供給計画

地震・津波災害が発生したときにおける、市及び関係機関の応急対策に必要な労務者の確保に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第21節労務供給計画の規定に準じる。

第22節 住宅対策計画

地震・津波災害の発生により住宅を失い、または破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第22節住宅対策計画の規定に準じる。

第23節 被災建築物安全対策計画

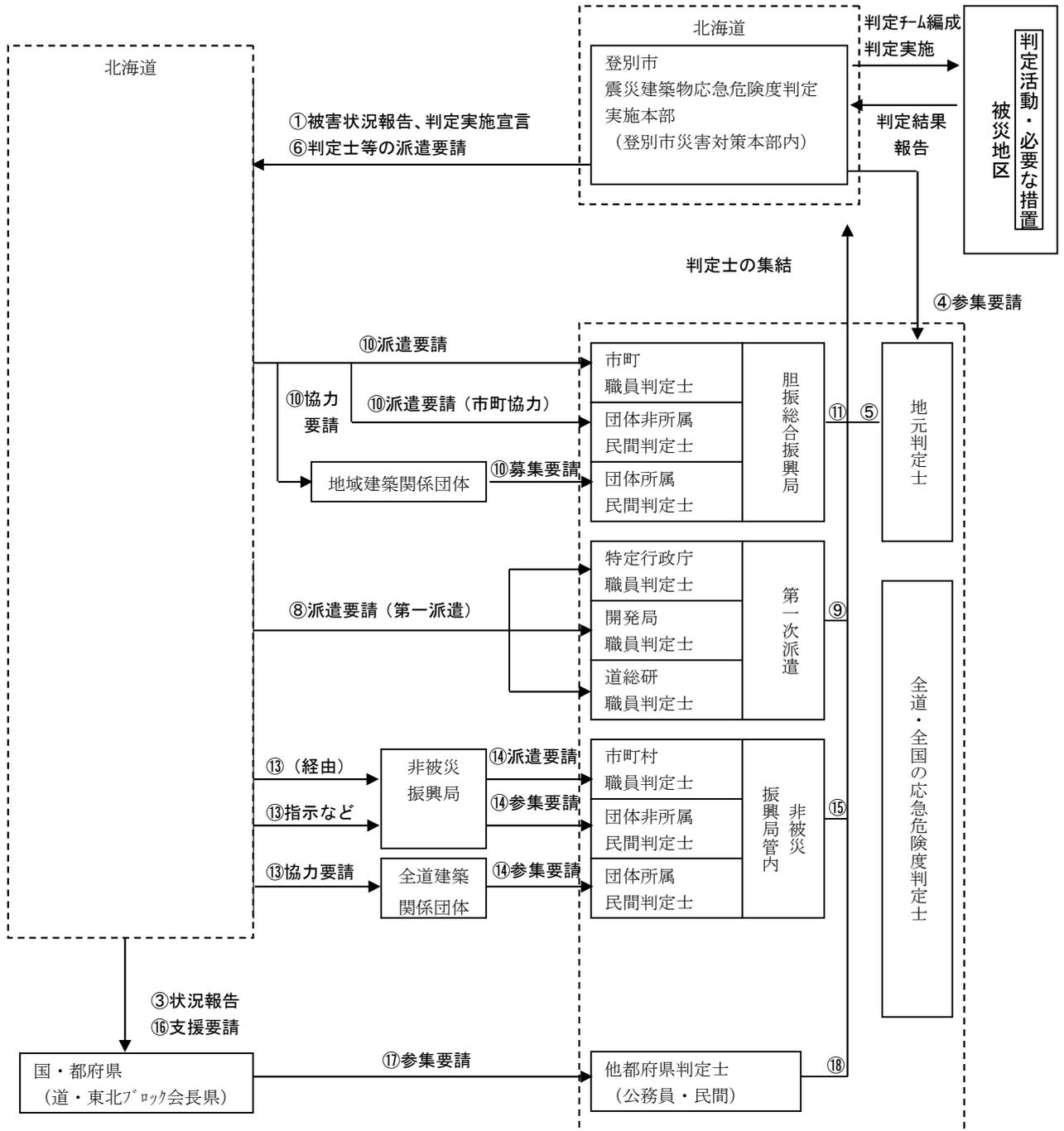
被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画を次のとおり定める。

1 応急危険度判定の活動体制

市は、北海道震災建築物応急危険度判定要綱に基づき、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する（北海道震災建築物応急危険度判定要綱は資料編に掲載）。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

判定活動の体制



2 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

ア 危険（赤）

建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

イ 要注意（黄）

建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

ウ 調査済（緑）

建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

3 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、市と道は連携し、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）に基づき、建築物等の所有者等に対する助言・指導等を実施する。

4 被災宅地安全対策

市本部が設置されることとなる規模の地震・津波等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るために必要な事項については、道計画に基づき実施する。

第24節 ライフライン施設応急対策計画

地震・津波災害が発生したときにおける、電気施設、通信施設及び都市ガス施設の各事業者による、市民生活の利便・安全を確保し公共・公益機関としての機能を維持・回復するための

計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第23節ライフライン施設応急対策計画の規定に準じる。

第25節 広域応援要請計画

市及び消防本部は、大規模な地震・津波災害が発生したときにおいて、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、協定等に基づき、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第24節広域応援要請計画の規定に準じて、北海道及び他都市の応援を要請するものとする。

第26節 自衛隊災害派遣要請計画

地震・津波災害が発生したときにおける、自衛隊派遣要請に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第25節自衛隊災害派遣要請計画の規定に準じる。

第27節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な地震・津波災害が発生したときにおいては、行政機関、消防機関、警察、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。

不特定多数のボランティアによる効率的、効果的な活動を支援するための、受入体制、活動の調整、事前の登録・育成等の連携強化に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第26節災害ボランティアとの連携計画の規定に準じる。

第28節 災害救助法適用計画

地震・津波災害に際して救助法を適用し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るための計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第27節災害救助法適用計画の規定に準じる。

第29節 義援金、義援品募集・配分計画

大規模な地震・津波災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金、義援品について、その受け入れ体制並びに配分方法等を定め、確実、公平、迅速に被災者に配分するための計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第28節義援金、義援品募集・配分計画の規定に準じる。

第5章 災害復旧計画

地震・津波からの災害復旧にあたり、災害の発生を防止するため、被害の程度を十分検討し、早期復旧を目標にその実施を図るための計画は、第2編風水害防災計画第4章災害復旧・被災者援護計画の規定に準じる。

第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上、重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編総則・防災組織第1章総則第5節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱の規定に準じる。

3 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

日本海溝・千島海溝周辺では、これまでモーメントマグニチュード（Mw）7～9のさまざまな地震が発生しており、2011年の東北地方太平洋沖地震や1896年の明治三陸地震、869年の貞観地震など、巨大津波を伴う地震が繰り返し発生しています。

また、津波堆積物の資料から過去の最大クラスの津波の間隔は約3～4百年であることから、17世紀の津波からの経過時間を考えると、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられ、令和3年7月に北海道が公表した太平洋岸の浸水想定によると、本市において想定される地震動は震度5弱、想定される津波は海岸線における最大津波高12m、最短津波到達予測時間39分とされている。

本地震の特性としては、①巨大な津波による膨大な死者数の発生や建築物、ライフライン・インフラなどの甚大な被害が北海道から千葉県までの広域にわたり発生すること、②冬季に発生した場合は、積雪や凍結等による避難の遅れや低体温症のリスク等の積雪寒冷地特有の課題が生じること、③都市間の距離が長いことによる応援体制の脆弱性等により北海道・東北沿岸地特有の地理的条件に対応が必要となることなどがある。

第2節 地震防災上、緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備は、道が作成した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画（令和5年2月）で示された減災目標「想定される死者数を2031年度までの10年間で8割減少させる」の達成を目指し、想定される地震の規模や津波災害警戒区域の浸水範囲（基準水位）、防災の拠点となる公共施設やインフラ等の耐震性、避難場所及び避難経路等の現状をふまえ、その必要性及び緊急性に従い推進する。

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

地震及び津波に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震及び津波発生時の被害の防止・軽減を図るとともに、災害対策の円滑な実施及び地域住民等の安全な避難を確保するため、防災活動拠点となる主要建築物や指定避難所等の耐震化・不燃化・耐浪化を推進する。

2 土砂災害防止施設

地震に起因する急傾斜地の崩壊等の防止については、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第5節土砂災害予防計画により、土砂災害防止施設の整備を推進する。

3 避難場所

最大規模の津波に対応できる避難場所として、指定緊急避難場所（高台避難場所、津波避難ビル）の適切な指定を行う。

また、規模・形態に応じた施設・設備等の整備を推進するとともに、寒冷地対策として必要な資機材等の備蓄についても考慮する。

4 避難経路

避難経路となる道路等の安全を確保するため、十分な幅員の確保と積雪・凍結等に配慮した避難経路の整備を推進する。

5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

市は、避難誘導及び救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上、緊急に整備すべき消防用施設（令和4年総務省告示第200号）の整備を推進する。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路、漁港

広域的及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路等の計画的な整備を推進する。

7 通信施設

市及びその他防災関係機関は、第3編地震・津波防災計画第2章災害通信計画第2節災害通信計画により、地震防災応急対策を実施するために必要な防災行政無線等の通信施設及び設備の整備を推進する。

8 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地

老朽住宅密集市街地における延焼防止等の緩衝地帯として必要な公園、緑地、広場その他の公共空地の整備を推進する。

9 その他の事業

その他地震防災上、緊急に整備すべきと認められる施設等の整備を推進する。

10 整備計画の策定にあたって留意すべき事項

- (1) 具体的な目標及び達成期間を定めた計画とする。
- (2) 施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- (3) 積雪寒冷地特有の課題や沿岸地特有の地理的条件について配慮する。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

市又は堤防、水門等の管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

- (1) 河川、海岸及び漁港の管理者は、工事中に海溝型地震が発生した場合は直ちに、工事の中断等の措置を講ずるものとする。

その際、次の観点から、操作員の安全の確保に配慮する。

 - ア 強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。
 - イ 津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。
- (2) 樋門、樋管の点検、整備、操作等については、市は道から委託された樋門、樋管操作等の業務に基づき、樋門・樋管委託契約委託業務処理要領により実施するものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報や避難情報の伝達等に係る関係者の連絡体制及び災害情報等の収集体制は次のとおりとする。

- (1) 市本体内及び関係機関相互の伝達体制

第1編総則・防災組織第3章防災組織第3節非常配備体制、第3編地震・津波防災計画第2章災害通信計画第1節地震・津波情報等の伝達計画の規定によるもののほか、「市津波避難計画」(第3章 初動体制)の規定による。
- (2) 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制

第3編地震・津波防災計画第2章災害通信計画第1節地震・津波情報等の伝達計画の規定によるもののほか、「市津波避難計画」(第4章 避難指示等の発令)の規定による。

なお、情報伝達にあたっては次のことに留意する。

 - ア 津波に関する情報が地域住民、各種団体及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等の避難行動要支援者にも的確に伝わること等に配慮する。
 - イ 地域住民等に対し津波警報等や避難指示等を伝達する場合は、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件をふまえて、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。

ウ 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性や住宅の高気密化等を考慮し、平常時から通信・連絡手段の多重化に努める。

(3) 避難指示の発令基準

第3編地震・津波防災計画第3章災害応急対策計画第4節避難対策計画の規定によるもののほか、「市津波避難計画」(第4章 避難指示等の発令)及び「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」の規定による。

(4) 漁船等に対する伝達体制

津波に関する情報は、室蘭海上保安部及び漁業協同組合等により、漁船等に対し正確かつ広範に伝達することとし、伝達する際には、予想される津波の高さ、到達時間等をふまえ、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。

(5) 管轄区域内の被害状況の情報収集体制

第3編地震・津波防災計画第2章災害通信計画第3節災害情報等の収集・伝達計画の規定による。

(6) 防災行政無線の整備等

災害時において適切に利用できるよう防災行政無線やJアラート受信機等の定期点検などの維持管理を確実に実施するとともに、迅速に正確な情報配信が可能な市防災メールや市防災ツイッター等の登録者を増やすなど、情報配信の多重化に努める。

3 地域住民等の避難行動等

市は、「市津波避難計画」を基本に、定期的に防災施設の整備状況や避難方法等の検証を行い、避難対象区域内の住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう取り組むこととする。

(1) 避難対象地域

避難対象区域は、津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域(日本海溝・千島海溝沿い巨大地震に伴う最大クラスの津波の浸水範囲)を基本とし、「市津波避難計画」(第2章1 避難対象地域)のとおりとする。

また、積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮し、定期的に避難訓練を行い適切な避難対象地域の検討を行う。

(2) 避難方法

避難方法は、「市津波避難計画」(第2章6 避難方法)を基本とし、原則として徒歩により各避難対象区域からそれぞれの避難経路を通して各高台避難場所に避難する。高台避難場所に避難することが困難な場合は津波避難ビルに避難する。

また、避難場所、避難経路等の整備状況や避難訓練の実施結果をふまえ、積雪や凍結等による避難開始の遅れや避難速度の低下を考慮した上で避難方法等の見直しを行う。

ア 避難場所

避難場所は、「市津波避難計画」(第2章2(2) 高台避難場所一覧)のとおりとし、次の事項に配慮して避難場所の整備を推進する。

(ア) 避難時の低体温症のリスクをふまえ、避難場所での防寒対策に必要な物資(乾いた衣類、防寒具、暖房器具、発熱剤入り非常食等)の備蓄に努める。

(イ) 高台への避難に相当な時間を要する地域においては、積極的に堅牢かつ避難場所として利用可能な高さを有する建築物を津波避難ビルとして指定し、緊急避難場所の増設を推進する。

イ 避難経路

避難経路は、「市津波避難計画」(第2章5 避難路・避難経路)を基本に、次の事項に留意し施設の整備や経路の見直しに取り組むこととする。

(ア) 市は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 避難場所から防寒機能を備えた避難所等への二次避難経路について検討する。

(ウ) 人口の少ない平野部等では、災害による道路寸断、渋滞、交通事故等の可能性が低いことを前提に、自動車による避難について検討する。

(3) 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策

市は、避難経路の除雪に努めるとともに、必要に応じて屋根及び壁の設置について検討する。

(4) 住民等の備え

避難対象区域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(5) 避難行動要支援者の避難支援等

市は、第3編地震・津波防災計画第3章災害応急対策計画第7節避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画の規定するもののほか、「市津波避難計画」(第2章6 避難方法)を基本とし、他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア 市は、あらかじめ在宅の高齢者、障がい者、乳幼児、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する要配慮者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が発せられたときは、アに掲げる者の避難施設までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は居住地を管轄する自主防災組織等が個別避難計画に基づき避難を支援する。この際の避難支援については、支援等を行う者の自らの命を優先するものとする。

ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち、自ら管理する者について、収容者に対し必要な救護を行うものとする。

(6) 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるよう努める。

4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする。

(1) 避難後の救護の内容

ア 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食料、トイレ及び毛布等の生活必需品の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 市はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、市が備蓄している物資等の払い出しのほか、次の措置をとる。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(2) 避難所開設における次の事項に関しあらかじめ準備すべき事項

避難所開設については、「市避難所運営マニュアル」を基本としつつ、次のとおり取り組むこととする。

ア 応急危険度判定を優先的に行う体制

避難所担当者は、避難所開設にあたって、「市避難所運営マニュアル」に基づき、施設の被害状況及びライフラインの点検等を行い避難所の安全確認をする。また、施設の安全性が疑われる場合は、直ちに本部に連絡し対応方法等の指示を受けるとともに、市本部は応急危険度判定を優先的に実施する。

このため、市は職員に対し、応急危険度判定士認定講習会に係る受講を奨励し、人員の確保に努める。

イ 各避難所との連絡体制

避難所運営を所掌する部署は、「市避難所運営マニュアル」に基づき、避難所ごとに市本部との調整を行う情報連絡員を決定し、市本部との連絡体制を構築する。

ウ 各避難所における避難者リストの作成

避難者への対応を適切に行うため、「市避難所運営マニュアル」に定められた様式の避難者名簿に必要事項を記入してもらい、避難者リストを作成し避難者数等の把握に努める。

エ 避難所運営に関する留意事項

(ア) 避難所運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営・管理ができるよう配慮する。また、避難所等における女性や子ども等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、相談窓口情報の提供に努める。

(イ) 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとにお互いに協力し、避難場所及び避難所の運営に協力する。

オ 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保

(ア) 市は、避難所で必要な物資等について、「市備蓄整備方針」に基づき計画的に備蓄するとともに、あらかじめ備蓄されている食料や生活必需品等のリストを備え、食料、生活必需品等に不足が生じた場合には速やかに補充できるよう努める。

(イ) 孤立のおそれのある地域では、十分な備蓄や救助のための通信手段等の確保に配慮する。

(ウ) 冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備に努める。

カ 障がい者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応

(ア) 要配慮者が避難してきた際は、「市避難所運営マニュアル」に基づきそれぞれの特
性に
応じた対応に努める。また、一般避難所での生活が困難と認められた場合は市本
部に連絡し、市本部が福祉避難所の開設が必要と判断した場合、協定に基づき社会福
祉施設等と受け入れに関する調整を図る。

(イ) 障がい者トイレが設置されていない避難所には、高齢者や障がい者用の携帯トイレ
の備蓄に努める。

キ 飼い主による家庭動物との同行避難等、さまざまなニーズへの対応

家庭動物の避難は、飼い主が自らの責任において行うこととし、市は、事前に受入場
所及び受入可能なペットに種類を決め、ペットの避難スペースの確保に努める。

ク 避難者への情報提供

避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全を確保するため、避難場所において
も津波警報等の情報を入手できるよう配慮する。

5 意識の普及・啓発

市は、地域住民等が、「自らの命は自ら守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持
続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪
寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画の作成・見直しを
行い、次の方策により周知を行う。

- (1) 各町内会等が主催する研修会・防災訓練への職員の派遣
- (2) 自主防災組織に対する研修会
- (3) 広報紙、市公式ウェブサイト、FMラジオ（FMびゅー）を活用した防災情報の発信
- (4) 避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への配付
- (5) 防災マップ（ウェブ版含む）の更新・配付

6 消防機関等の活動

(1) 市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事
項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

イ 津波からの避難誘導（外国等の遠隔地において発生し、到達までに時間の余裕がある
場合）

ウ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) (1) に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、「市消防計画」
に定めるところによる。

(3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次の措置をとるものとする。

ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

イ 水防資機材の点検、整備、配備

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

ア 地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるべく、耐震性の高い水道管への更新を進めるとともに、災害時の安定給水を図るため、水道施設全般において耐震化等の対策を計画的に推進する。

イ 飲料水の供給が困難になった場合の応急給水は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第9節給水計画の規定により水道機能の早期復旧を図るものとする。

(2) 電気

ア 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策等に重要であることをふまえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

イ 電気事業の管理者は、地震時における電気に起因する火災等の二次災害防止のため、利用者によるブレーカーの開放及び感震ブレーカーの設置に関する周知に努める。

ウ 指定公共機関（北海道電力ネットワーク株式会社室蘭支店）が行う措置は、第3編地震・津波防災計画第4章災害応急対策計画第24節ライフライン施設応急対策計画の規定による。

(3) ガス

ア ガス事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する周知に努める。

イ 指定地方公共機関（登別ガス協同組合・室蘭ガス株式会社）が行う措置は、第3編地震・津波防災計画第4章災害応急対策計画第24節ライフライン施設応急対策計画の規定による。

(4) 通信

ア 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及等に努める。

イ 指定公共機関（東日本電信電話株式会社北海道事業部）が行う措置は、第3編地震・津波防災計画第4章災害応急対策計画第24節ライフライン施設応急対策計画の規定による。

(5) 放送

放送は、居住者及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、指定公共機関等の日本放送協会室蘭放送局及び室蘭まちづくり放送株式会社が行う措置は、第1編総則・防災組織第1章総則第5節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱の規定によるもののほか、次のような対策の推進に努める。

ア 津波に対する避難が必要な地域の住民等及び観光客等に対しては、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に関する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

イ 市や道及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波から円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努める。

ウ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

8 交通

(1) 道路

ア 交通規制

北海道警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが予想される区間の交通規制の内容について、避難住民等の安全確保と広域的な整合性に配慮し計画するとともに事前の周知に努める。

イ 除雪

道路管理者は、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等についての除雪体制を優先的に確保する。

(2) 海上

ア 室蘭海上保安部及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、予想される津波の高さ、到達時間等をふまえ、船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を避難させる等の必要な措置を講ずるものとする。

イ 漁港管理者は、津波が襲来するおそれがある漁港における利用者の避難などの安全確保対策をとるものとする。

(3) 鉄道

ア 津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずる。

イ 列車の乗客や駅のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を作成することとし、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることに配慮する。

9 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、資料館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等が発表される前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達する。その際、次の事項について留意する。

① 入場者等が極めて多い場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。

② 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めるとともに、その内容については事前に検討する。

(イ) 入場者等の避難のための措置

避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用電源の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなどの情報を入力するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院、診療所等においては、重症患者、新生児等、移動することが不可能、又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

(イ) 学校、職業訓練校等においては、当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置。当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設においては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能、又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

(エ) 各施設が実施する措置にあたっては、要配慮者の避難誘導方法に配慮するとともに、詳細な措置内容は施設ごとに定める。

(2) 災害応急対策の実施上、重要な建物に対する措置

市本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、市本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する必要が生じた場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 市本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 地震発生時の緊急点検及び巡視

市は、地震発生時には津波襲来に備え、市の管理する施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検及び巡視を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

なお、職員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮する。

(4) 工事中の建築物等に対する安全確保上、実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来のおそれがある場合は、原則として工事を中断するものとし、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮する。

10 迅速な救助

(1) 救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は、市消防警防活動体制要領の規定による。

なお、孤立集落や孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

(2) 応援部隊による人命救助活動等の支援体制

市は、第3編地震・津波防災計画第4章災害応急対策計画第5節救助救出計画の規定に準じて実施することとし、道と協力して受援計画等の定めにより、応援部隊による円滑な人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 被災地への経路及びヘリコプター離発着場等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及びヘリコプター離発着場等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 被災時における物資等の調達手配及び人員の配置のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは、第3編地震・津波防災計画第4章災害応急対策計画第25節広域応援要請計画の規定による。

(2) 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え、締結した防災関係の各種協定等の手続きについては当該協定書のとおりとし、市は必要に応じて当該協定等に従い応援等を要請する。

(3) 資機材、人員等の配備手配にあたって留意すべき事項

ア 積雪寒冷地特有の課題をふまえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。

イ 事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるにあたっては、関係機関相互の競合に留意するとともに、相互の連携協力体制について事前に調整する。

2 物資の備蓄・調達

(1) 被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は、第3編地震・津波防災計画第3章災害予防計画第5節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画の規定による。

(2) 物資の備蓄・調達にあたって留意すべき事項

ア 要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮する。

イ 積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることに配慮した備蓄・調達体制の整備に努める。

第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震の発生後1週間以内にその周辺でさらに大きなMw8クラス以上の後発地震が発生した事例もあることから、実際に発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された際には、道及び市等から地域住民に対して後発地震への注意を促す情報を発信する。

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

(1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達は次のとおりとする。

ア 庁内の伝達

庁内の伝達は、第1編総則・防災組織第3章防災組織第3節非常配備体制の規定に準ずるものとし、連絡方法は、第2編風水害防災計画第1章情報通信計画第2節災害通信計画の規定に準ずる。

イ 国、道及び関係機関等の伝達

国、道及び関係機関等の伝達は、第2編風水害防災計画第1章情報通信計画第1節気象情報等の伝達計画の規定に準ずるものとし、連絡方法は、第2編風水害防災計画第1章情報通信計画第2節災害通信計画の規定に準ずる。

ウ 地域住民等に対する伝達

地域住民等に対する伝達は、第2編風水害防災計画第1章情報通信計画第1節気象情報等の伝達計画の規定に準ずるものとし、市は、防災行政無線、FMびゅー割り込み放送、市防災メール、市防災ツイッター、市公式ウェブサイト等により伝達する。また、連合町内会の協力を得て緊急災害時情報連絡網による伝達を行う。

エ 情報伝達にあたって留意すべき事項

- (ア) 伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。
- (イ) 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達の際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- (ウ) 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努める。
- (エ) 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等のさまざまな周知手段を活用するよう努める。

(2) 市の災害に関する会議等の設置

後発地震への注意を促す情報等が発信された場合は、第1編総則・防災組織第3章防災組織第3節非常配備体制の規定によることとし、市本部等の設置運営方法その他の事項については、第1編総則・防災組織第3章防災組織第2節災害対策本部の規定による。

2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、防災行政無線、FMびゅーの割り込み放送、市防災メール、市防災ツイッター、市公式ウェブサイト等で周知する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

後発地震に対して注意する措置については次のとおり。

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等、日頃からの地震の備えの再確認。
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常用持ち出し品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え。
- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。
- (4) 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常用持ち出し品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

第6節 防災訓練に関する事項

市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

1 防災訓練の実施にあたって留意すべき事項

- (1) 積雪寒冷地特有の課題（避難時の低体温症のリスク、積雪等による避難の遅れ等）をふまえた訓練や、道、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。
- (2) 要配慮者のニーズ等に配慮し地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するよう努める。
- (3) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。

(4) 防災訓練は、逐年その訓練内容を実践的なものとするよう努める。

第7節 地震防災上、必要な教育及び広報に関する事項

市は、道及び防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上、必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員等に対する教育

市は、職員等に対し、地震防災上、果たすべき役割等に相応した教育を実施する。

防災教育は、市本部等に係る各班の所掌事務等をふまえて行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等をふまえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報を実施することとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 教育・広報にあたって少なくとも含むべき事項
 - ア 地震及び津波に関する一般的な知識
 - イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - オ 正確な情報の入手方法
 - カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

- ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ケ 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - サ 防寒具等の冬季における避難の際の非常用持ち出し品
- (2) 教育・広報の実施にあたって留意すべき事項
- ア 地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
 - イ 要配慮者のニーズ等に配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するよう努める。
 - ウ 推進地域内外の住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
 - エ 教育及び広報の実施にあたって、ラジオ、テレビ、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
 - オ 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意する。
 - カ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は次のとおり（本事業は、令和5年5月時点の計画であり、逐次修正するものとする）。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
富岸・青葉地区	避難路その他の避難経路の整備に関する事業	1箇所	令和6～7年度
中央地区	避難路その他の避難経路の整備に関する事業	1箇所	令和6～7年度